

求 職 活 動 申 出 書

年 月 日

(あて先) 丸亀市長

求職者氏名 _____

児童氏名 _____

(生年月日) _____ 年 月 日

現在の求職活動・予定の状況を下記のとおり申告します。

つきましては、就労先が決まり次第、就労証明書を提出します。

なお、入所（園）した日から、その日の属する月の翌々月の末日（3か月）までに就労することができず、保育を必要とする事由にも該当しない場合は、当該月をもって、保育の実施が解除（退所）となっても異議はありません。

以前の勤務状況	<input type="checkbox"/> 就労（退職日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 仕事をしていなかった	
活動状況	・求職活動開始日 年 月 日頃から	
	・活動内容 <input type="checkbox"/> 採用面接を受けている（週 日程度、現在 社） <input type="checkbox"/> ハローワークで就職相談をしている（週 日程度） <input type="checkbox"/> インターネット・新聞・チラシ・求人情報誌を見ている <input type="checkbox"/> その他 （ ） <input type="checkbox"/> 何もしていない（入所後、求職活動開始予定）	
活動実績	月 日	
	月 日	
	月 日	
希望就業形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 派遣・契約 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
希望勤務時間	（午前・午後） 時 分 ～ （午前・午後） 時 分	
希望勤務日数	週 日勤務	

《注意事項》

- ・在園児が就労から求職活動の事由に変更した場合、有効期間は退職月の翌3か月間となります。
- ・入所（園）保留となり支給認定期間満了後、引き続き保育の利用を希望する場合は、再度支給認定の更新が必要となります。
- ・就労が事由で保育の必要性の認定ができるのは、月64時間以上の就労となります。この要件を満たさない場合は、就労であっても求職活動での認定となります。